

令和 8 (2026) 年度上都賀地区ふれあい学習推進会議設置要領

(趣旨)

第 1 条 上都賀地区において、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力の再生・充実を目指す地域づくりの推進を目的として、上都賀地区ふれあい学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 推進会議は次に掲げる事項を任務とする。

- (1) ふれあい学習推進の方策についての協議
- (2) ふれあい学習推進にかかわる情報の提供・収集

(組織)

第 3 条 委員は次に掲げる者とし、栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所長（以下「事務所長」という）が委嘱（任命）する。

- (1) 行政職員
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 家庭教育関係者
- (4) 地域活動実践者
- (5) 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター
- (6) NPO 法人・民間団体・企業等関係者
- (7) 幼稚園・保育園・認定子ども園職員
- (8) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(招集)

第 5 条 推進会議は、事務所長が招集し、主宰する。

(事務局)

第 6 条 事務局は、栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課に置く。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。